

令和3年12月10日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

目 次

ページ

I	令和3年度県土整備局所管公共事業の評価結果について……………	1
II	通学路の合同点検結果について……………	8
III	「神奈川県無電柱化推進計画」の改定素案について……………	10
IV	矢上川地下調節池の整備について……………	12
V	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について……………	15
VI	湘南港・葉山港の指定管理者の選定基準（案）について……………	16
VII	収入証紙に関する条例の一部改正について……………	21
VIII	「神奈川県住生活基本計画」の改定素案について……………	22
IX	神奈川県住宅供給公社の自立した第三セクターへの移行について……………	27
X	神奈川県手数料条例の一部改正について……………	29
XI	「神奈川県耐震改修促進計画」の改定素案について……………	30

I 令和3年度県土整備局所管公共事業の評価結果について

1 趣旨

県土整備局では、道路や河川等の事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管の国庫補助事業及び県単独事業等のうち、一定の要件に該当する事業を対象に、平成10年度から再評価を、平成17年度から事後評価をそれぞれ実施している。

令和3年度は、5事業の再評価及び5事業の事後評価を実施したので、その概要と評価結果について報告する。

2 事業評価の概要

(1) 再評価について

再評価は、事業採択後5年が経過した時点で継続中の事業や、再評価実施後5年が経過した時点で継続中の事業等を対象に、事業の必要性や事業進捗の見通し等の視点で評価を行い、事業を継続するか否か、今後の対応方針について判断するものである。

(2) 事後評価について

事後評価は、事業完了後5年以内の事業のうち、全体事業費が10億円以上の事業や、過去に再評価を実施した事業を対象に、事業効果の発現状況等の視点で評価を行い、改善措置や今後の事後評価の必要があるか否か、今後の対応方針について判断するものである。

(3) 評価実施の手続きについて

再評価及び事後評価を実施する際には、県土整備局長や副局長等で構成される「県土整備局公共事業評価検討会議」（以下「検討会議」という。）において対応方針案を決定した後、学識経験者等の第三者で構成される「神奈川県県土整備局公共事業評価委員会」（以下「委員会」という。）の審議結果を受け、関係市町村の意見も聴いた上で、改めて検討会議において対応方針を決定する。

3 令和3年度の評価結果

(1) 再評価実施事業

道路5事業について、再評価を実施した。

(2) 事後評価実施事業

河川1事業、急傾斜地2事業、港湾1事業、公園1事業の計5事業について、事後評価を実施した。

(3) 委員会の審議結果

再評価5事業については、委員会で審議され、いずれも「継続」とされた。

事後評価5事業については、委員会で審議され、いずれも「現時点では、特段の改善措置や、改めて、事後評価作業を行う必要は認められない。」とされた。

(4) 県の評価結果

県では、11月24日に検討会議を開催し、今後の対応方針として、委員会の審議結果を県の評価結果とすることを決定した。

なお、評価結果については、第3回県議会定例会建設・企業常任委員会報告後、速やかに、県のホームページを通じて公表する。

1 神奈川県県土整備局公共事業評価委員会 委員名簿

委員長	家田 仁	政策研究大学院大学 特別教授 〈社会基盤〉
副委員長	中村 英夫	日本大学 教授 〈都市計画〉
	稲垣 景子	横浜国立大学 准教授 〈防災〉
	真田 純子	東京工業大学 准教授 〈景観〉
	高橋 陽子	ダンウェイ株式会社 代表取締役社長 〈福祉・産業活動〉
	田邊 勝巳	慶應義塾大学 教授 〈経済〉
	中村 幸人	東京農業大学 名誉教授 〈環境〉

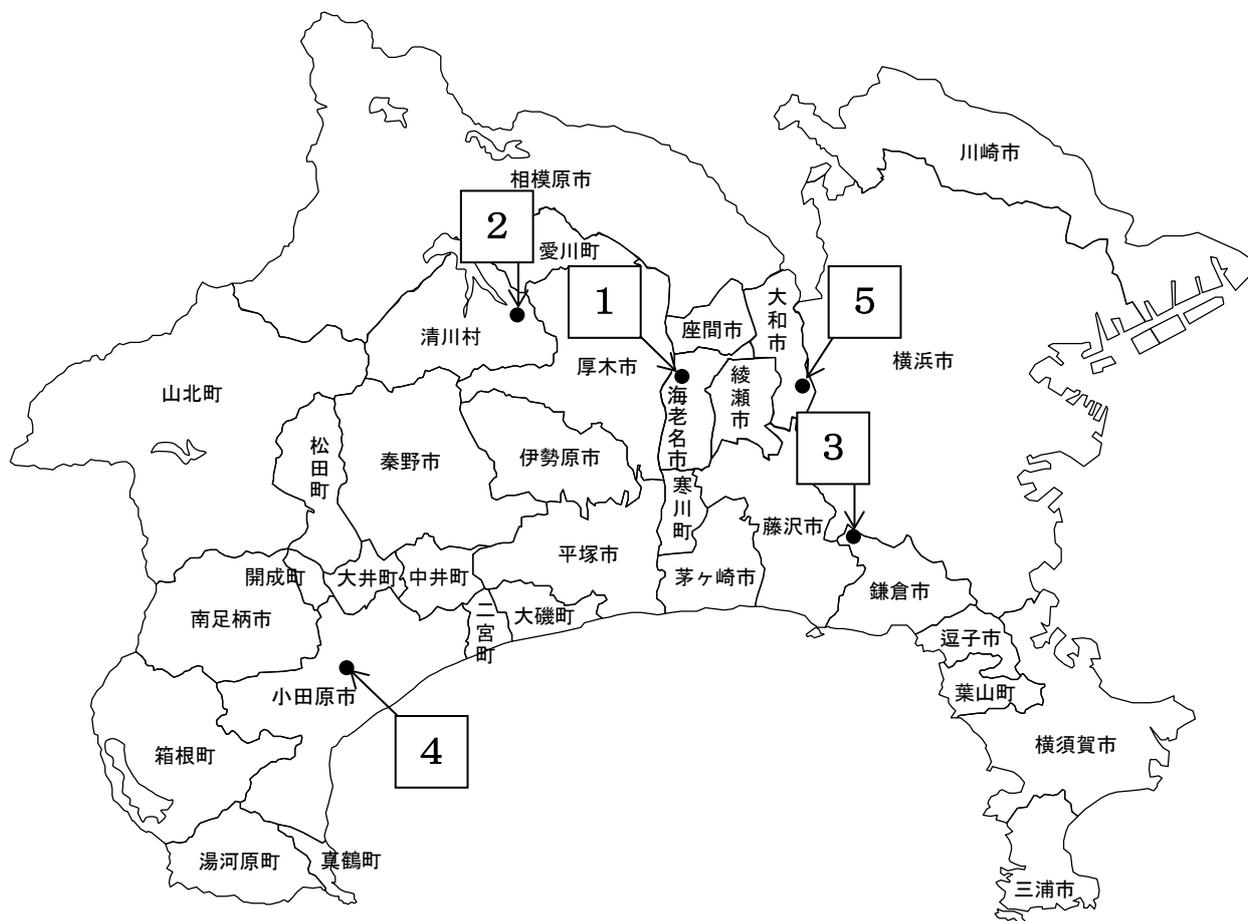
(注) 〈 〉 に委員の専門分野を記載した。

2 公共事業評価委員会の開催状況

開催回	開催日	審議内容
第1回	令和3年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> 道路分野の事業概要説明 再評価事業の審議 (道路5事業) ※ 茅ヶ崎市事業 [再評価] の審議を併せて実施
第2回	令和3年8月19日	<ul style="list-style-type: none"> 河川、急傾斜地、港湾、公園分野の事業概要説明 事後評価事業の審議 (道路1事業、急傾斜地2事業、港湾1事業、公園1事業)
第3回	令和3年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> 総括審議

3 令和3年度再評価実施事業の概要

(1) 再評価実施事業 位置図



(注) □番号は、再評価実施事業の番号を表す。

(2) 再評価実施事業 一覧表

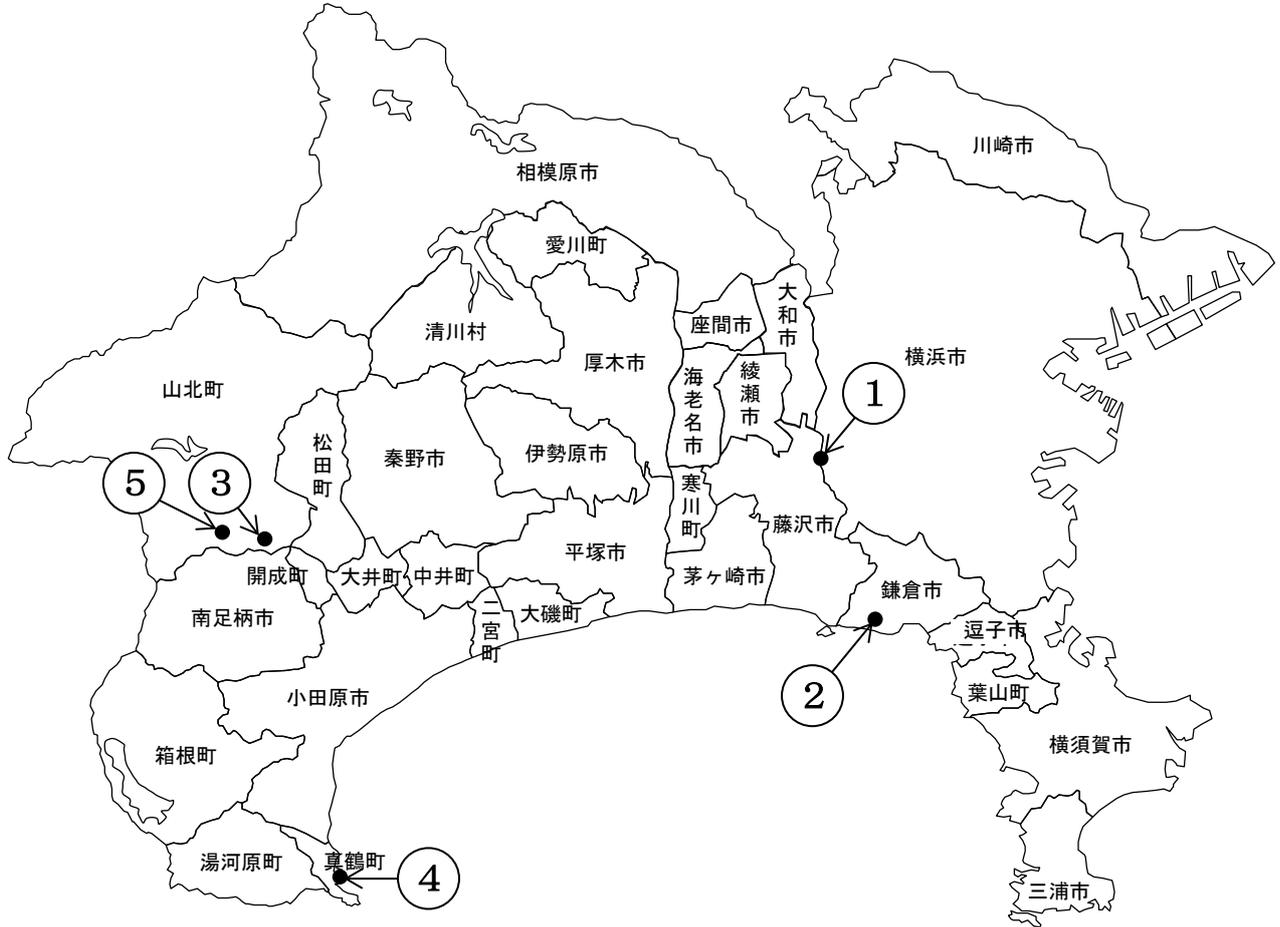
分野	番号	事業名 [事業箇所]	再評価 の要件 (注)	評価 結果
道路	1	県道46号相模原茅ヶ崎（上郷立体）道路改良事業 [海老名市上郷～河原口地内]	ア	継続
〃	2	県道64号伊勢原津久井（古在家バイパス） 道路改良事業 [清川村煤ヶ谷]	イ	
〃	3	都市計画道路横浜藤沢線（関谷工区）街路整備事業 [鎌倉市関谷～城廻]	ウ	
〃	4	都市計画道路城山多古線他 街路整備事業 [小田原市久野～穴部]	イ	
〃	5	都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線 街路整備事業 [大和市上和田]	イ	

(注) 「再評価の要件」

- ・アは、事業採択後5年が経過した時点で継続中の事業を示す。
- ・イは、再評価実施後5年が経過した時点で継続中の事業を示す。
- ・ウは、再評価を実施する必要性が生じた事業を示す。

4 令和3年度事後評価実施事業の概要

(1) 事後評価実施事業 位置図



(注) ○番号は、事後評価実施事業の番号を表す。

(2) 事後評価実施事業 一覧表

分野	番号	事業名 [事業箇所]	事後評価 の要件 (注)	評価結果
河川	①	二級河川境川（下流） 河川改修事業 [横浜市泉区下飯田町地先他]	エ、オ	<p>事後評価を行った5事業のうち、主な効果が、日常的な利用に重点を置いている港湾、公園事業については、想定した事業効果が発現していることが確認された。また、災害の防止・減少に重点を置いた河川、急傾斜地事業については、現時点までに発生した豪雨等に対して、事業効果が発現していることが確認された。</p> <p>このため、現時点では、特段の改善措置や、改めて、事後評価作業を行う必要は認められない。</p> <p>なお、河川、急傾斜地事業については、想定している豪雨やそれを超える事態に対しても相応の効果を発現することが期待されるが、引き続き、状況を注視していくことが必要である。</p>
急傾斜地	②	稲村ガ崎3丁目地区 急傾斜地崩壊対策事業 [鎌倉市稲村ヶ崎三丁目地内]	オ	
〃	③	岸地区急傾斜地崩壊対策事業 [山北町岸地内]	オ	
港湾	④	真鶴港港湾改修事業 [真鶴町真鶴地先]	エ、オ	
公園	⑤	山北つぶらの公園都市公園整備事業 [山北町川西～都夫良野地内]	エ、オ	

(注) 「事後評価の要件」

- ・エは、全体事業費が10億円以上の事業を示す。
- ・オは、過去に再評価を実施した事業を示す。

II 通学路の合同点検結果について

1 合同点検実施の背景

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の児童の列にトラックが衝突し、5名が死傷する事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し、通学路における交通安全を一層確保するため、合同点検を実施した。

2 合同点検の概要

(1) 実施対象

市町村立小学校の通学路

(2) 実施期間

令和3年7月から10月末まで

(3) 実施内容

ア 実施体制

各市町村教育委員会が中心となり、学校、PTA、道路管理者、地元警察署が合同点検を実施

イ 学校による危険箇所のリストアップ

学校は、危険箇所をリストアップし、市町村教育委員会へ報告

ウ 合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出

市町村教育委員会は、合同点検の実施を調整し、点検実施後、学校、道路管理者及び地元警察署で協議の上、対策必要箇所を抽出

エ 対策案の検討・作成

市町村教育委員会及び学校は、道路管理者及び地元警察署から技術的な助言を得ながら、対策案を検討・作成

3 合同点検の結果概要

(1) 対策必要箇所数は、966箇所（政令市を除く、県教育局調べ）

(2) 対策必要箇所のうち、県が道路管理者として対策を行う箇所数は、75箇所

（主な対策内容）

- ・ 歩道整備、ガードレール整備、グリーンベルト設置、路面標示 等

4 今後の予定

- 県が道路管理者として対策を行う箇所のうち、早期に対応可能な61箇所については、今年度内に対策を完了させる。
- 整備までに時間を要する、残る14箇所については、当面の対策として、路面標示の設置などを行っていく。

Ⅲ 「神奈川県無電柱化推進計画」の改定素案について

1 計画の背景と目的

道路上の電柱は、歩行者等の通行の妨げとなり、災害時には、電柱が倒れるなどのリスクを有しているが、我が国の無電柱化率は低い状況にある。

このような現状に鑑み、平成 28 年に「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、国の無電柱化推進計画を基本として、都道府県無電柱化推進計画を策定することが都道府県の努力義務として規定された。

そこで、県では、「神奈川県無電柱化推進計画」を令和元年 7 月に策定し防災、安全・円滑な交通の確保、景観形成の 3 つの観点から、無電柱化を推進してきた。

こうした中、国が令和 3 年 5 月に新たな計画を定めたことから、これを基本として無電柱化を一層推進するべく、今後 5 年間で無電柱化に取り組む箇所をとりまとめ、「神奈川県無電柱化推進計画」を改定する。

2 改定素案の概要

(1) 基本的な方針

引き続き、次の 3 つの観点に基づき、県管理道路の無電柱化を推進する。

ア 防災

大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うための緊急輸送道路

イ 安全・円滑な交通確保

歩行者や車椅子使用者など、誰もが安全で移動しやすい歩行空間の確保が求められる道路

ウ 景観形成

良好な景観を保全・形成し、地域の魅力アップや活性化を図るため、景観形成が望まれる地域内の道路

(2) 優先的に取り組む区間

特に重要な次の区間で優先的に無電柱化事業に取り組む。

ア 防災

緊急輸送道路のうち市町村庁舎などの災害対策本部周辺、災害時に医療救護活動の中心となる災害拠点病院周辺

イ 安全・円滑な交通確保

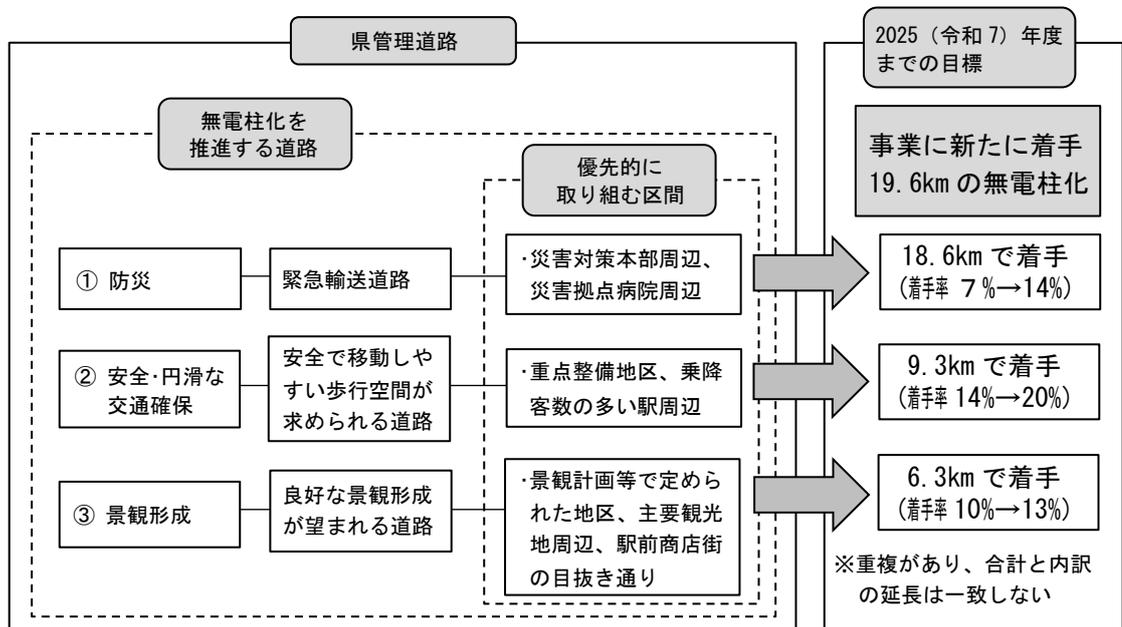
市町村が移動円滑化基本構想で定めた重点整備地区、乗降客数の多い駅周辺

ウ 景観形成

市町村の景観計画等で定められた地区、主要観光地周辺、駅前商店街の目抜き通り

(3) 期間と目標

国の無電柱化推進計画期間である2025（令和7）年度までに、これまでの整備済延長が25.2kmであるところ、防災上の区間を中心に新たに19.6kmで無電柱化事業に着手する。



(4) 無電柱化の推進に関する施策等

引き続き、次の施策等を推進する。

ア 無電柱化の事業手法

電線共同溝方式などの無電柱化の事業手法については、コストにも留意し、地域の方々や電線管理者等との調整を踏まえ決定する。

イ 占用制度の運用

新設電柱の規制や、埋設された管路の占用料の減免措置など、道路の占用制度を適切に運用する。

ウ 関係者間の連携強化

国、県、市町村、電線管理者等からなる県無電柱化地方協議会などを活用して、関係者間の連携を強化し、効率的な整備に努める。

エ 広報・啓発

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深めるため、広報・啓発を行う。

3 今後の予定

令和3年12月～令和4年1月	改定素案に対する県民意見募集
令和4年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ
〃	第1回県議会定例会の建設・企業常任委員会に改定案を報告
3月	本計画を改定・公表

IV 矢上川地下調節池の整備について

1 概要

矢上川地下調節池は、延長約4km、内径7.9mの地下トンネルに洪水を貯水する大規模な洪水調節施設であり、平成21年度に整備事業に着手した。令和2年度までに中間立坑及び発進立坑等の整備が完了しており、今後、トンネル本体工事を実施する予定となっているが、治水効果の早期発現を図るために整備の方向性を定めたので、その内容と今後の予定を報告する。

また、近年、市街地のトンネル工事の施工にあたっては高い安全性が求められており、安全対策が非常に重要となっていることから、あわせて工事安全対策体制について報告する。

2 事業内容

- (1) 事業箇所：川崎市宮前区梶ヶ谷～同市高津区久末（矢上川領域）
川崎市高津区久末～同市中原区井田一丁目（有馬川領域）
- (2) 事業延長：約4km
- (3) 主要工種：中間立坑工、発進立坑工、流入施設工、トンネル本体工、排気立坑工、電気・機械設備工、管理施設工
- (4) 全体事業費：約490億円（見込み）

3 取組状況

平成21～25年度	調査、設計、用地取得
平成25～28年度	中間立坑の整備
平成29～令和2年度	発進立坑の整備
令和2～3年度	流入施設の整備（トンネル本体工影響範囲除く）

4 整備の方向性

(1) 暫定供用の実施

矢上川地下調節池は、当初は矢上川領域と有馬川領域を合わせた全区間を一連で整備する計画としていたが、規模が大きく完成までに時間を要することから、治水効果の早期発現を図るため、矢上川領域の整備が完了した段階で、暫定供用を行う。

(2) トンネル本体工事の分割

トンネル本体工事を矢上川領域と有馬川領域に分割し、それぞれⅠ期、Ⅱ期の工事として実施する。

ア トンネル本体Ⅰ期工事（矢上川領域）の概要

工 種：シールドトンネル工

施設諸元：延長2.026km、内径7.9m、調節容量9.8万 m^3

工事期間：6年

イ トンネル本体Ⅱ期工事（有馬川領域）の概要

工 種：シールドトンネル工

施設諸元：延長2.000km、内径7.9m、調節容量9.6万 m^3

工事期間：6年（トンネル本体Ⅰ期工事の進捗や社会情勢の状況を踏まえ検討）

5 工事安全対策体制

(1) 施工技術検討会の設置

近年、シールドトンネル工事の影響による地盤沈下等の事象が発生していることを踏まえて、トンネル本体工事の施工にあたり、事故等の発生を未然に防止することなどを検討するために、学識経験者等で構成する「矢上川地下調節池施工技術検討会」を設置し、安全対策に万全を期す。

(2) 設置時期

令和4年3月予定

(3) 検討会の業務

検討課題と対策案に関する事項

施工状況に対する評価・提案に関する事項

その他必要な事項

6 今後の予定

令和4年3月 トンネル本体Ⅰ期工事に係る債務負担行為の設定

10月 本契約締結、トンネル本体Ⅰ期工事着手

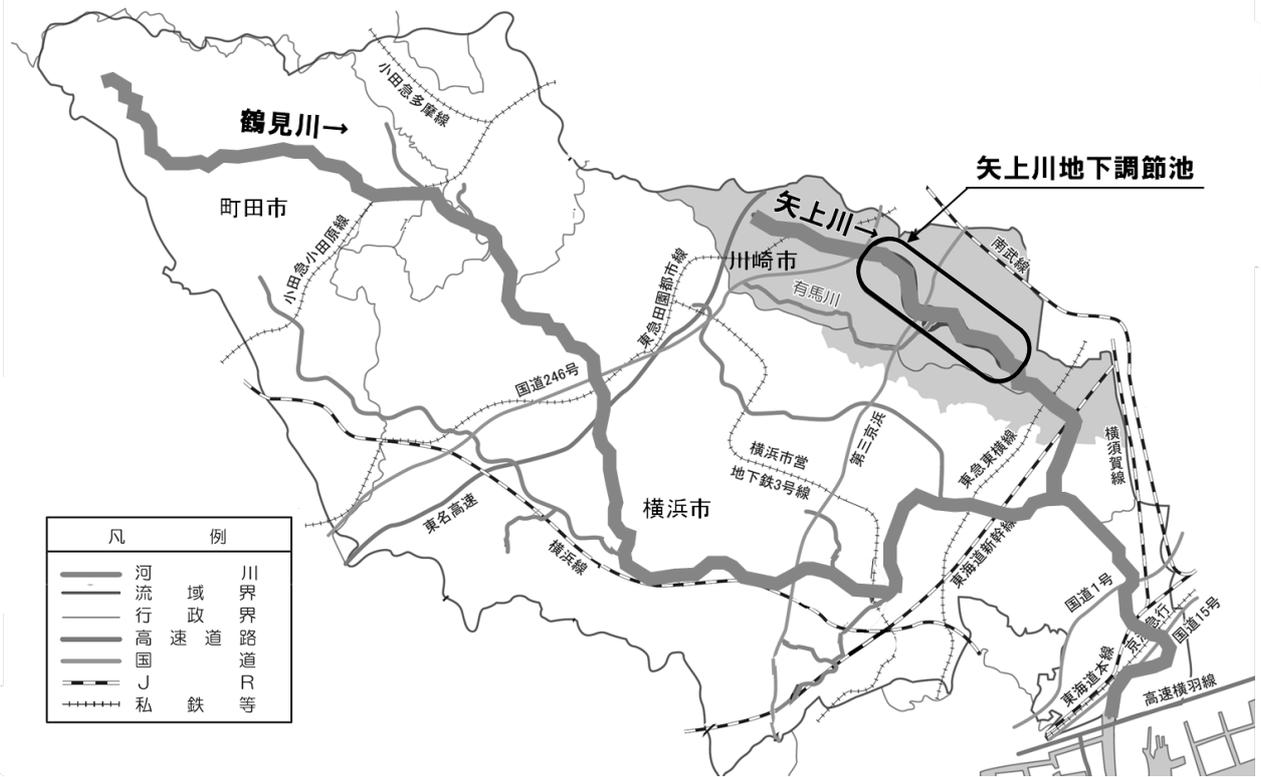
令和9年度 トンネル本体Ⅰ期工事完成

電気・機械設備工、管理施設工等工事着手

令和12年度 暫定供用開始

矢上川地下調節池の概要

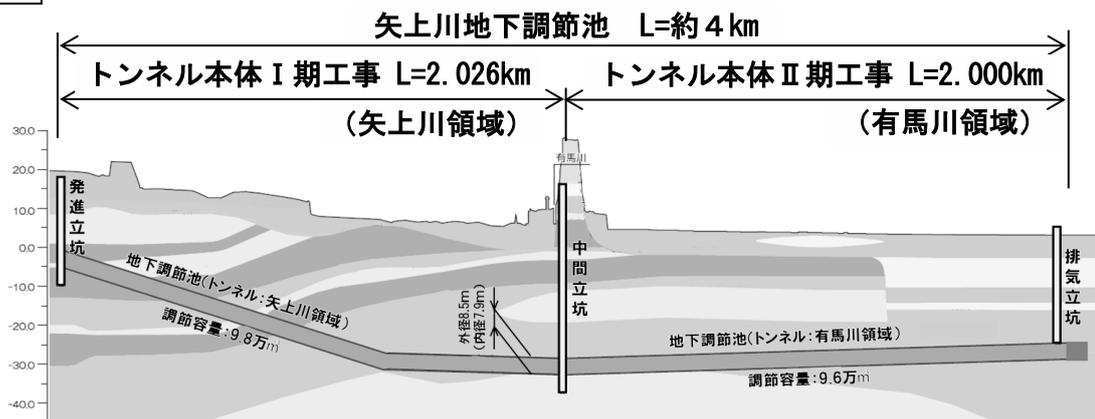
位置図



平面図



縦断面図



V 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

湘南港の駐車場等について、指定管理者のインセンティブを高め、利用者のサービスの向上を図ることを目的とした利用料金制を導入するため、港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「条例」という。）の所要の改正を行う。

2 導入対象施設の内容

湘南港の施設のうち、イベントの自主事業の実施などの指定管理者の努力が収入増に結びつく以下の施設について、次期指定期間から利用料金制を導入する。

- ・ 駐車場
- ・ 港湾管理事務所のミーティングルーム、大会運営室、メモリアルルーム、シャワー室
- ・ 船具ロッカー
- ・ クレーン

3 今後の予定

令和4年2月 県議会第1回定例会に条例改正議案を提出

令和5年4月 改正条例の施行

VI 湘南港・葉山港の指定管理者の選定基準（案）について

湘南港・葉山港の指定管理者の募集については、令和3年第3回県議会定例会建設・企業常任委員会（令和3年10月1日）において、募集条件及び選定基準の基本的な考え方等について報告したところである。

このたび、湘南港・葉山港の選定基準（案）について、外部評価委員会の意見を聴取した上で次のとおり定めたので報告する。

1 選定基準（案）について

(1) サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	管理運営方針（全体評価）	○指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	5
	委託の考え方	○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	5
2 施設の維持管理	利用承認業務	○利用承認等の業務についての実施方針	5
	維持管理業務	○清掃、巡視、保守点検、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	オリンピック開催県としてふさわしい、開かれた港湾としての利用促進の取組	○セーリングの国際大会等が行われる際の実施方針、広報・PR活動の内容等 ○より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、広報・PR活動やマーケティング活動の内容等 ○周辺の港との連携やイベントの開催など施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容	10

		等	
	利用者への対応、利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○手話言語条例への対応 ○利用料金の設定、減免の考え方 	5
4 事故防止等安全管理	ヨット等安全管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針 ○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○急病人等が生じた場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等 ○感染症の感染防止対策についての実施方針 	5
	災害・荒天時対応業務	<ul style="list-style-type: none"> ○地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県や地元自治体等への協力等についての実施方針 ○災害時における緊急物資受入港としての対応方針 	10
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域と連携した魅力ある施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 	5

(2) 管理経費の節減等 (20点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	<p>(指定管理料を支払う施設)</p> <p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額</p> $\frac{\text{提案額 (積算価格から 20\%以上節減している場合は、積算価格から 20\%節減した額)}}{\text{提案額}} \times 20$ <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。</p> <p>注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	20

(3) 団体の業務遂行能力 (25点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 	5
8 財政的な能力	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5
9 コンプライアンス、社会貢献	○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の	5

	<p>整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況 （労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組 	
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 	5
11 これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無 	5

2 今後の予定

令和4年 2月 第1回県議会定例会に、利用料金制の導入に伴う「港湾の設置及び管理等に関する条例」の改正議案を提出
4月～ 指定管理者を募集

7月～ 外部評価委員会等による候補者選定
9月 第3回県議会定例会（前半）に、指定管理者
の指定議案を提出
令和5年 4月 指定管理者による管理運営開始

VII 収入証紙に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「港湾条例」という。）第11条第1項に基づき徴収している、岸壁利用料等については、証紙による収入の方法により徴収を行っているが、現金等で徴収をすることにより、利用者の利便性の向上を図るため、収入証紙に関する条例（以下「収入証紙条例」という。）の所要の改正を行う。

2 改正の概要

港湾条例第11条第1項に基づき徴収している以下の利用料について、証紙による収入の方法により徴収をしないこととするため、収入証紙条例の所要の改正を行う。

- ・ 岸壁利用料
- ・ 係留料
- ・ 陸置料
- ・ 船舶給水料
- ・ クレーン利用料

3 今後の予定

令和4年2月 県議会第1回定例会に収入証紙条例改正議案を提出

令和5年4月 改正収入証紙条例の施行

Ⅷ 「神奈川県住生活基本計画」の改定素案について

1 「神奈川県住生活基本計画」の概要

「神奈川県住生活基本計画（以下「本計画」という。）」は、将来の人口や世帯数等の長期的展望を踏まえ、住まいまちづくりの目標を示すことによって、魅力あふれ、質の高い住生活の実現をめざし、住まいまちづくりに関する施策を地域の実情に応じて総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

本計画は、「かながわグランドデザイン」の都市づくり分野での基幹的な計画である「かながわ都市マスタープラン」を、住宅政策の面から支える部門別計画（かながわの住宅計画）の一つである。

2 改定の趣旨

本計画は、「住生活基本法」に基づく法定計画として平成18年度に策定して以来、社会環境の変化などに的確に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行っている。

平成28年度の前回の改定から5年が経過し、「新たな日常」に伴う住まい方の多様化や、気候変動の影響などによる自然災害の激甚化・頻発化など、社会環境が大きく変化している。これを受け、国が住生活基本計画（全国計画）を令和3年3月に改定し、新たな住宅政策の目標を示したことから、これらに的確に対応した住まいまちづくりを進める必要があるため、本計画を改定する。

併せて、県民に分かりやすい計画体系とするため、住宅政策に関する諸計画のうち、本計画と関連の深い「賃貸住宅供給促進計画（平成31年3月策定）」と令和3年度末に策定予定の「マンション管理適正化推進計画」を本計画に統合する。

3 改定に向けたこれまでの取組み

令和2年11月～	学識経験者等への意見聴取（5回）
令和3年7月	建設・企業常任委員会に計画改定について報告
9月～10月	国との事前協議
11月～12月	庁内及び市町村等への意見照会
12月	改定素案とりまとめ

4 改定素案の概要

(1) 基本目標と施策の展開

基本目標を「人生100歳時代に向けて、全ての県民がともに支えあい、安全で安心して暮らせる『いのち輝く住まいまちづくり』の実現」とし、4つの視点から設定した9つの目標の実現に向け、地域の実情に応じた総合的な住宅施策を展開していく。

ア 「社会環境の変化」からの視点

目標1 「新たな日常」に対応した多様な住まい方等の実現

目標2 激甚化・頻発化する自然災害等に対応した安全・安心な住まいまちづくり

イ 「人・暮らし」からの視点

目標3 若年・子育て世帯などが安心して暮らせる住生活の実現

目標4 高齢者がいきいきと暮らせる住生活の実現

目標5 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

ウ 「住まい・まちづくり」からの視点

目標6 脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成とマンションの管理適正化等の推進

目標7 空き家の適切な管理と利活用の促進

目標8 住生活に関連した地域経済・交流の活性化

エ 「神奈川らしい住生活」からの視点

目標9 誰もが輝き、地域の魅力あふれる神奈川らしい住生活の実現

(主な改定内容)

現行計画を踏襲しつつ、主に次の施策を追加・拡充した。

- ・ 社会環境の変化を踏まえた、新たな日常や激甚化・頻発化する自然災害等に対応した施策（目標1、2）
- ・ 脱炭素社会の実現に向けた施策（目標6）
- ・ 本県独自の視点からの、地域コミュニティの再生につながる施策（目標9）

(2) 賃貸住宅供給促進計画

高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録基準や必要な施策等を定める。

(3) マンション管理適正化推進計画

マンションの管理の適正化を推進し、マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、「マンション管理計画認定制度」における認定基準や必要な施策等を定める。

(4) 公営住宅の供給目標量

県及び市町村が供給する公営住宅の供給目標量を次のとおり定める。

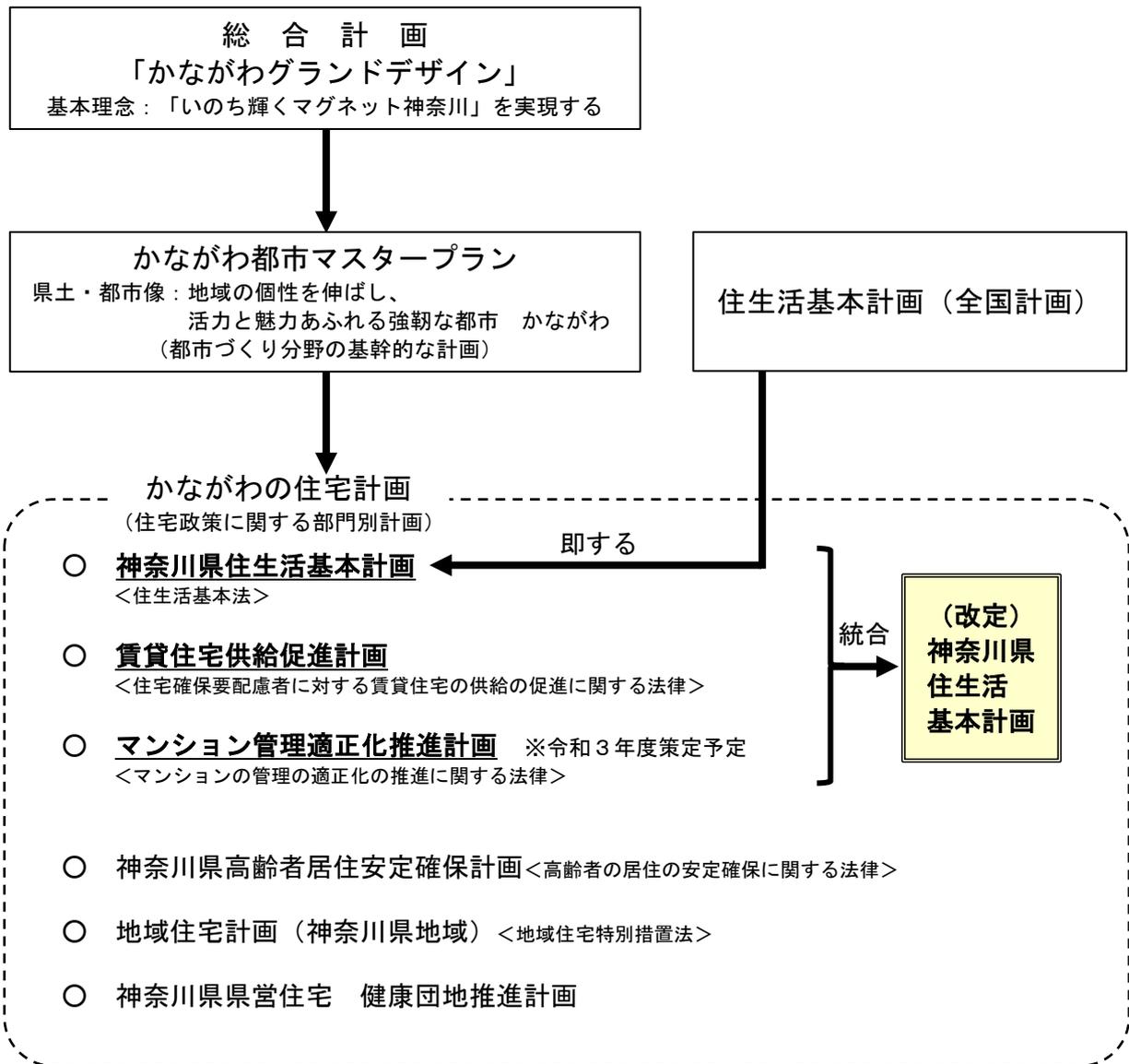
前期5年間 令和3年度～令和7年度	10年間合計 令和3年度～令和12年度
30,000 戸	60,000 戸

※ 供給目標量は、新規建設と建替えによる戸数に空き家（空き住戸）募集の戸数を加えたもの。

5 今後の予定

令和3年12月～1月	改定素案に対する県民意見募集
令和4年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ
〃	建設・企業常任委員会に改定案を報告
〃	国及び市町村等と法定協議
3月	本計画を改定・公表

○ 計画の位置付け・構成



○ 施策の体系



IX 神奈川県住宅供給公社の自立した第三セクターへの移行について

1 概要

県が主体的に設立した第三セクターについては、環境の変化等を踏まえ、適宜、今後の法人のあり方等を見直すことを定めているが、県主導第三セクターである神奈川県住宅供給公社は、自立した第三セクターの認定要件を全て達成し、安定的な事業展開が可能であると判断できることから、令和4年度から自立した第三セクターに移行する。

(令和3年12月1日現在)

法人名	神奈川県住宅供給公社
設立の根拠	地方住宅供給公社法
設立年月日	昭和41年6月30日
所在地	横浜市中区日本大通33番地
代表者	理事長 浅羽 義里
資本金 (県出資等比率)	3,000万円 (1,500万円〈比率50.0%〉)
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅等を供給するなどして、都市の秩序ある発展に資する。

2 自立化の認定要件

- (1) 県から支援なく継続的かつ安定的な事業展開が可能であること
 - ア 県からの財政的支援および人的支援、その他の支援がない。
 - イ 経営改善計画等により今後も安定的な経営が可能と見込まれる。
- (2) 適正で健全な法人運営に向けた体制整備等が図られていること
 - ア 内部統制が整備されており、責任の明確化が図られている。
 - イ 財務事務等の諸規定が整備されており、その内容が適正なものとなっている。

3 経過

- 平成 25 年度より神奈川県住宅供給公社は経営計画を策定し、県の財政的支援を受け、経営改善の取組を開始した。
- 平成 26 年度からは公社債の発行を開始し、以降、AA 以上の格付を維持している。
- 財政的支援等について、利子補給および損失補償は令和 2 年度で終了し、貸付金は令和 2 年度に全額繰上償還したことで、県からの支援は全て終了した。
- 外部有識者から構成される県の第三セクター等改革推進部会で令和 3 年 7 月に審議し、今後の安定経営が見込まれるとの見解が出されている。
- 令和 3 年 11 月に開催した行政改革推進本部において、神奈川県住宅供給公社の自立した第三セクターへの移行について審議し、了承された。

4 今後の予定

令和 4 年 4 月 1 日より、神奈川県住宅供給公社は自立した第三セクターへ移行する。

X 神奈川県手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

租税特別措置法（以下、「法」という。）は税の軽減等の特例措置を設けることを規定している。

このたび、税制改正が行われ連結納税制度からグループ通算制度に移行することとなり、法から連結納税制度についての規定が削除されるため、所要の改正を行う。

2 改正の概要

優良宅地認定等を受けた場合の優遇措置の一つに連結法人の土地の譲渡に係る重課税への軽減措置があるが、法改正により連結納税制度についての規定が削除されたことに伴い、同規定に基づく手数料の規定を削除する。

3 今後の予定

令和4年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和4年4月 改正条例の施行

XI 「神奈川県耐震改修促進計画」の改定素案について

1 計画の概要

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）や法に基づく国の基本方針等を踏まえ、策定している。

計画では、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の建築物を耐震化することなどにより、建築物等の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的としている。

2 改定理由

国が基本方針を見直し、住宅や建築物について耐震化の新たな目標が設定されるなど、今後の耐震化の取組みの方向性が示されたことから、これを踏まえ新たな計画期間を設定し、計画の改定を行う。

3 現計画の進捗状況（耐震化率※）

建物の区分	目標（現計画）		現況値(令和2年)
住宅	令和2年	95%	約94%
多数の者が利用する建築物	までに		約93%

※十分な耐震性を有する建物の割合

4 国の基本方針等を踏まえた主な課題

(1) 住宅

更なる耐震化の促進にあたり、所有者の高齢化等から、住宅全体の改修に踏み切れないといった課題が見受けられる。

(2) 沿道建築物

沿道建築物（旧耐震基準で建てられた一定の高さ以上の緊急輸送道路沿道の建築物）の耐震化率は約3割程度であり、更なる耐震化の促進が必要と考えられる。

5 計画改定の主な内容

(1) 住宅・建築物の耐震化の新たな目標を設定する。

建物の区分	目標(改定後)	
住宅	令和12年 までに	耐震性が不十分なものを おおむね解消
多数の者が利用する建築物 (要緊急大規模建築物※を含む)	令和7年 までに	
沿道建築物※	令和12年 までに	耐震化率 5割

※法や計画で耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物。

(2) 住宅では、居住者の高齢化に対し、いのちを守ることを優先した段階的な改修等の対策を追加する。

(3) 沿道建築物に対し、耐震化を促進するため、所有者等へ直接訪問するなどの対応を追加する。

(4) その他建築物の耐震化と合わせ、地震時におけるブロック塀等の安全対策を追加する。

6 今後の予定

令和3年12月～1月	改定素案に対する県民意見募集
令和4年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ 建設・企業常任委員会に改定案を報告
3月	神奈川県耐震改修促進計画を改定・公表